「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」について

平成23年９月

内閣府

提言の背景

平成23年8月30日、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を取りまとめ。

【背景】

● 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年6月18日法律第79号）（以下「青少年インターネット環境整備法」） 附則3条 ＊平成21年4月1日施行

～ 政府は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

● 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議）（以下「基本計画」） 第6の4（基本計画の見直し）

～ 基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題に対し迅速に取り組み、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、フォローアップを実施する。また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年インターネット環境をめぐる諸情勢の変化、基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、3年後を目途に基本計画を見直すものとする。

インターネットの普及

出典：平成２３年版情報通信白書

携帯電話の普及
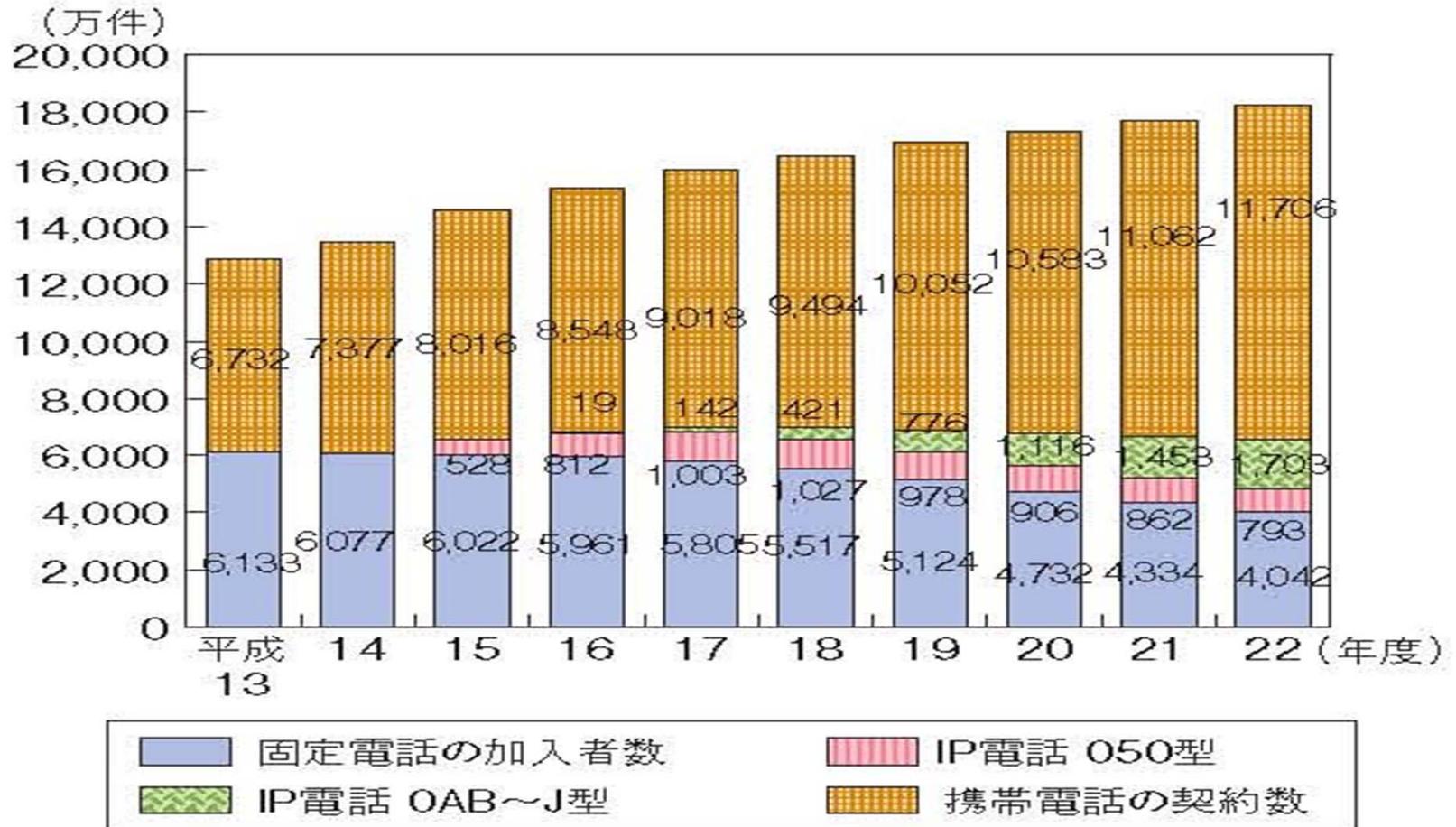
出典：平成23年版情報通信白書

ネットワーク利用犯罪の増加

区分＼年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
合計(件)	1,209	1,471	1,649	1,884	2,811	3,593	3,918	4,334	3,961	5,199
詐欺	485	514	521	542	1,408	1,597	1,512	1,508	1,280	1,566
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	128	140	102	85	136	251	192	254	507	783
青少年保護育成条例違反	10	70	120	136	174	196	230	437	326	481
出会い系サイト規制法違反	−	−	8	31	18	47	122	367	349	412
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	117	268	269	370	320	463	551	507	416	410
著作権法違反	86	66	87	174	128	138	165	144	188	368
わいせつ物頒布等	103	109	113	121	125	192	203	177	140	218
商標法違反	31	37	95	82	109	218	191	192	126	119
その他	249	267	334	343	393	491	752	748	629	842

出典：平成23年警察白書(要約版)

インターネット上の違法・有害情報の増加

図1　違法・有害情報該当件数の推移

図2　違法情報の内訳（平成22年）
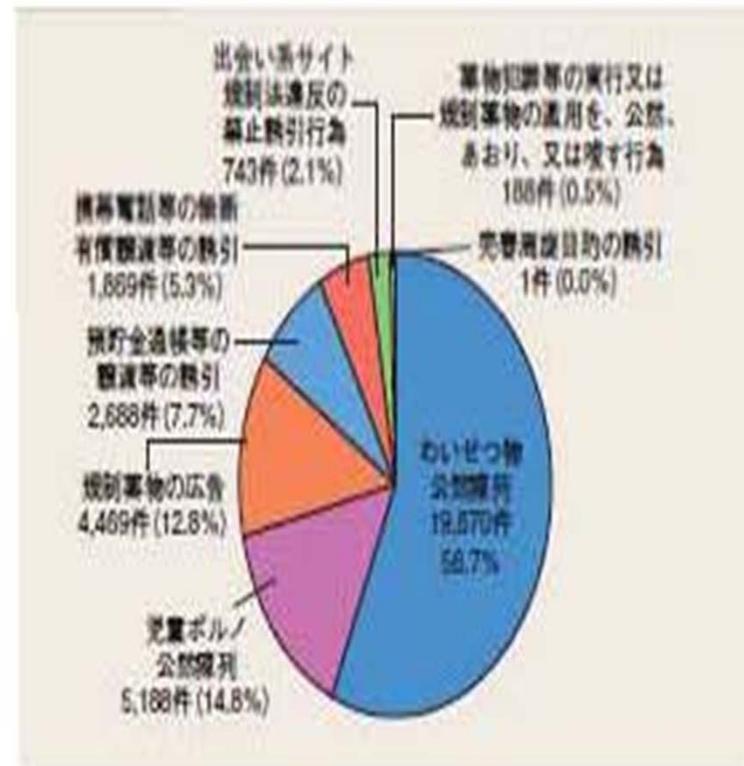
出典：平成23年警察白書（要約版）

青少年インターネット環境整備法の概要

【背景】

- インターネットにおける心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報の数多くの流通
- 出会い系サイトなどへのアクセスによる児童買春等の犯罪被害（平成20年1，516名）
- 親子のジェネレーションギャップから、保護者の課題等に対する認識不足が懸念
- 睡眠時間を削った電子メール利用などによる青少年の生活面等への影響の懸念

【概要】

1　基本理念（3条）
●　青少年（18歳未満）の適切なインターネット活用能力習得 ●　青少年有害情報の閲覧機会の最少化 ●　民間の自主的・主体的取組尊重
2　責務（4～6条）
●　国・地方公共団体 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう施策を策定・実施 ●　関係事業者 青少年有害情報の閲覧機会最小化、青少年の適切なインターネット活用能力習得のための措置を講ずる ●　保護者 青少年のインターネット利用を適切に把握・管理し、青少年の適切なインターネット活用能力習得の促進に努力
3　具体的な義務（1）～教育・啓発活動の推進（13～16条）
●　国・地方公共団体 ①インターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策、②青少年の適切なインターネット活用能力習得のための

効果的な手法開発及び普及促進のために必要な施策、③家庭において青少年がインターネットを利用する場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用普及を図るために必要な施策を講じ、④青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧制限等インターネットの適切な利用についての広報啓発活動を実施

◆　関係者（努力義務）

　青少年の適切なインターネット活用能力習得のための学習機会提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努力

４　具体的な義務（２）～フィルタリングサービスの提供（17～23条）

●　携帯電話インターネット接続役務提供事業者

　青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として携帯電話インターネット接続役務を提供

●　インターネット接続役務提供事業者

　青少年有害情報フィルタリングソフトウェア・青少年有害情報フィルタリングサービスを提供

●　インターネット接続機能を有する機器の製造事業者

　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むなどの措置を講じた上で販売

◆　青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者・青少年有害情報フィルタリングサービス提供事業者（努力義務）

　①フィルタリングで制限されない青少年有害情報の最少化、②閲覧制限をきめ細かく設定できるよう配慮、③閲覧制限する必要のない情報が閲覧制限されることを最小化するよう配慮、④その他性能・利便性の向上に努力

◆　特定サーバー管理者（努力義務）

　①管理するサーバーから青少年有害情報が発信されたことを知った場合等に青少年閲覧防止措置をとるよう努力、②管理するサーバーから青少年有害情報が発信されたことの通報を受け付ける体制を整備するよう努力、③青少年閲覧防止措置の記録を作成・保存するよう努力

５　基本計画（12条）

　子ども・若者育成支援推進本部は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、実施を推進

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

【設立】

平成２０年９月１２日（内閣府特命担当大臣決定）

【庶務】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

【開催経緯】

● 第１回（平成２０年１０月）から第５回（平成２１年６月）までの検討を経て「青少年インターネット環境の整備等に関する提言」を取りまとめ

● これを受け、平成２１年６月３０日にインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議（会長：内閣総理大臣）が基本計画を決定

＊インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議は平成２２年４月の子ども・若者育成支援推進本部（本部長：内閣総理大臣）の設置に伴いこれに統合

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の委員

座　　長	清水 康敬	東京工業大学 監事（常勤）・名誉教授
座長代理	藤原 靜雄	中央大学法科大学院 教授
	植山 起佐子	臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士
	漆 紫穂子	品川女子学院校長
	尾花 紀子	ネット教育アナリスト
	清原 慶子	三鷹市長
	国分 明男	（財）インターネット協会 副理事長
	坂田 紳一郎	(社)電気通信事業者協会 前専務理事
	曽我 邦彦	(社)日本PTA全国協議会 顧問
	高橋 正夫	(社)全国高等学校PTA連合会 顧問
	半田 力	(社)電子情報技術産業協会 専務理事
	別所 直哉	フィルタリング協議会 メンバー

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の概要

背　　景

○インターネットにおける心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報の数多くの流通
○出会い系サイトなどへのアクセスによる児童買春等の犯罪被害(平成 20 年 1,516 名)
○親子のジェネレーションギャップから、保護者の課題等に対する認識不足が懸念
○睡眠時間を削った電子メール利用などによる青少年の生活面等への影響の懸念

基本理念

○18 歳未満の青少年の適切なインターネット活用能力習得
○青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
○民間の自主的･主体的取組尊重

基本的な方針

＜インターネット上の新たな問題に応じた迅速な対応＞

(1)青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育･啓発の推進
(2)保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
(3)事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
(4)国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進

○学校における教育・啓発の推進
情報モラル教育等の推進／情報モラル等の指導力の向上／学校における啓発活動の推進／「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進(「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する通知を踏まえた適切な対応)
○社会における教育・啓発の推進
地域･民間団体･事業者による教育･啓発活動への支援／ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供
○家庭における教育・啓発の推進
「親子のルール作り」など家庭における取組への支援／青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援
○教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
○国民運動の展開
社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施／インターネット利用者･事業者の主体的な活動への支援

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

○事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進
フィルタリング提供義務等の実施徹底／保護者への説明等の推進
○携帯電話・ＰＨＳにおけるフィルタリングの高度化の推進
携帯電話･PHSのフィルタリングの多様化･改善の推進／携帯電話･PHSのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援
○フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援
○フィルタリング普及促進のための啓発活動等　　○フィルタリング普及状況等に関する調査研究

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

○青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援
○ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ策定等の体制整備の支援／効率的かつ円滑な活動実現のための支援／ﾚｲﾃｨﾝｸﾞ･ｿﾞｰﾆﾝｸﾞの取組の支援
○青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
○青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援　　○その他の活動に対する支援

その他の施策

○サイバー犯罪の取締り等の推進
取締り推進及び体制強化／捜査等のための良好な協力関係の構築推進
○違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ﾎｯﾄﾗｲﾝｾﾝﾀｰを通じた削除等の対応依頼推進／事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援
○青少年への名誉毀損･プライバシー侵害等への対策の推進
青少年等からの相談等への対応／名誉毀損･プライバシー侵害対応の支援
○迷惑メール対策の推進
法の着実な執行その他の総合的な対策実施／国際連携の推進／チェーンメール対策の周知啓発
○国内外における調査

推進体制等

○国における推進体制(内閣総理大臣の下連携･協力)
○地方公共団体･保護者･事業者･民間団体等との連携体制の活用
○国際的な連携の促進　　○基本計画の見直し(毎年フォローアップ、3 年後を目処に見直し)

提言策定までの経緯

会合	開催日	主な議題
第6回	平成 22 年 4 月 7 日	● 基本計画の進捗状況(平成 21 年度) ● 今後のスケジュール
第7回	平成 22 年 10 月 8 日	● 検討の方向性 ● 検討会の進め方 ● 法施行状況(1) ● 自由討議
第8回	平成 22 年 12 月 14 日	● 法施行状況(2) ● 自由討議
第9回	平成 23 年 2 月 8 日	● 法施行状況(3) ● 自由討議
第 10 回	平成 23 年 5 月 11 日	● 基本計画の進捗状況(平成 22 年度) ● 提言案
第 11 回	平成 23 年 8 月 30 日	● 「平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果(速報) ● 基本計画の進捗状況 ● 提言案に対する意見の概要 ● 提言の取りまとめ

【提言の概要①】 政府の取組状況

1．教育及び啓発活動の推進

① 学校における教育・啓発の推進

- 情報モラル教育を推進するため、教員等のための専門的研修を実施し、具体的な授業の進め方の例などを示した「情報モラル教育実践ガイダンス」を公表。〔文科〕
- 引き続き、保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施。〔警察、総務、文科、経産〕

② 社会における教育・啓発の推進

- 安心ネットづくり促進協議会における全国各地域での啓発活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務〕
- 違法・有害情報に関する現状や取組について、ポータルサイトを活用し、随時必要な情報提供を実施。〔内閣官房（IT）〕

③ 家庭における教育・啓発の推進

- 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布。〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕

④ 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- 教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」について、新たに高等学校分を追記するための検討を実施し、平成 22 年 10 月に公表。〔文科〕

⑤ 国民運動の展開

- 安心ネットづくり促進協議会における、利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

①　事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- 携帯事業者及び第三者機関と連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上を促進。〔総務〕

②　携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

- 携帯事業者及び第三者機関と連携し、多様なフィルタリングサービスの提供の促進に取り組むほか、携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る実証実験を実施。〔総務〕

③　フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

- ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ・ﾎｯﾄﾗｲﾝｾﾝﾀｰが一般利用者から通報された情報を第三者に提供するための基準を策定し、複数のﾌｨﾙﾀﾘﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ提供事業者に当該情報を提供。〔警察〕

④　フィルタリング普及促進のための啓発活動等

- 地方公共団体等と連携して、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための各種啓発活動を実施。〔内閣官房(IT)、内閣府、警察、総務、文科、経産〕

⑤　フィルタリング普及状況等に関する調査研究

- 青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を個別訪問方式にて実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

①　青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援

- 地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組を17地域で支援。〔文科〕

②　ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

- 業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援するとともに、違法・有害情報相談センターに

おける相談業務の拡充・機能強化を支援。〔総務〕

- インターネット上の有害情報対策従事者の精神的ストレス状況のチェックシートを公表。〔経産〕

③ 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援

- フィルタリング普及啓発セミナーにおいて、ADRの必要性等について調査を実施。〔経産〕

④ 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援

- 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕

⑤ その他の活動に対する支援

- 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、経産、内閣府〕

４. その他重要事項

① サイバー犯罪の取締り等の推進

- 違法情報に係る捜査の効率化を目的とした新たな捜査方式である「全国協働捜査方式」を運用するなどサイバー犯罪の効率的な取締体制を強化。〔警察〕
- サイバー犯罪に適切に対処するため、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し平成２３年６月に成立。検察当局では新設されたウイルス保管罪による起訴を行うなど厳正な捜査・処理を実施。〔法務〕

② 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

- インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。〔警察〕
- 児童ポルノ流通防止対策専門委員会の活動に協力するとともに、業務マニュアルの作成・提供等、実効性のあるブロッキングの導入に向けた環境整備を実施。平成２３年４月一部のプロバイダによるブロッキング開始。〔警察〕

③ 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

- 専用相談電話（「子どもの人権 110 番」）やインターネット（SOS-e メール）による相談の受付、全国の小中学生への

「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布等を実施。〔法務〕

④ 迷惑メール対策の推進

● 「チェーンメール対策パンフレット」の配布等、迷惑メール相談センターを通じた周知啓発を実施。〔総務〕

⑤ 国内外における調査

● 青少年による携帯電話等の安全で安心な利用に関する調査、子どもの視点を踏まえた ICT ﾘﾃﾗｼｰ教育のあり方に関する調査など、継続的な調査を実施。〔総務〕

５. 推進体制等

① 国における推進体制

● 「ｺﾐｭﾆﾃｨｻｲﾄの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」及び「青少年の携帯電話にﾌｨﾙﾀﾘﾝｸﾞを普及させるための緊急対策」等に基づき、関係府省庁連携の下、関連施策を推進。〔内閣官房（IT）、内閣府、警察、消費者庁、総務、文科、経産〕

② 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用

● 都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議を通じた地方公共団体への必要な情報提供を実施。〔内閣府〕

③ 国際的な連携の促進

● 経済協力開発機構（OECD）「情報セキュリティ・プライバシー作業部会」における理事会勧告化に向けた検討等を関係省庁が協力して支援。〔総務〕

④ 基本計画の見直し

● 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において、青少年インターネット環境整備法の施行状況に係る検討等を実施。〔内閣府〕

【提言の概要②】 平成23年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

1．調査目的

平成21年度及び平成22年度に引き続き、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」。平成21年４月１日施行。）の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施。

2．調査設計

（１）方　　法：調査員による個別面接方式

（２）対　　象：①満10歳から満17歳までの青少年（３，０００人）
　　　　　　　②上記青少年の同居の保護者（３，０００人）

（３）期　　間：平成２３年６月９日～６月２６日

（４）回収結果：①青少年調査　１，９６９人（６５．６％）
　　　　　　　②保護者調査　２，０３７人（６７．９％）

3．企画分析会議

委員長　藤原　靜雄（中央大学法科大学院　教授）

委　員　生田　倫子（神奈川県立保健福祉大学　講師）

　　　　国分　明男（(財)インターネット協会　副理事長）

　　　　小豆川　裕子（(株)NTTデータ経営研究所 ｿｰｼｬﾙｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ・ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ本部 シニアスペシャリスト）

　　　　西田　光昭（千葉県柏市立高田小学校　教頭）

ポイント①青少年のインターネット利用状況 － 1

引き続き、青少年による携帯電話を通じたインターネット利用が常態化。
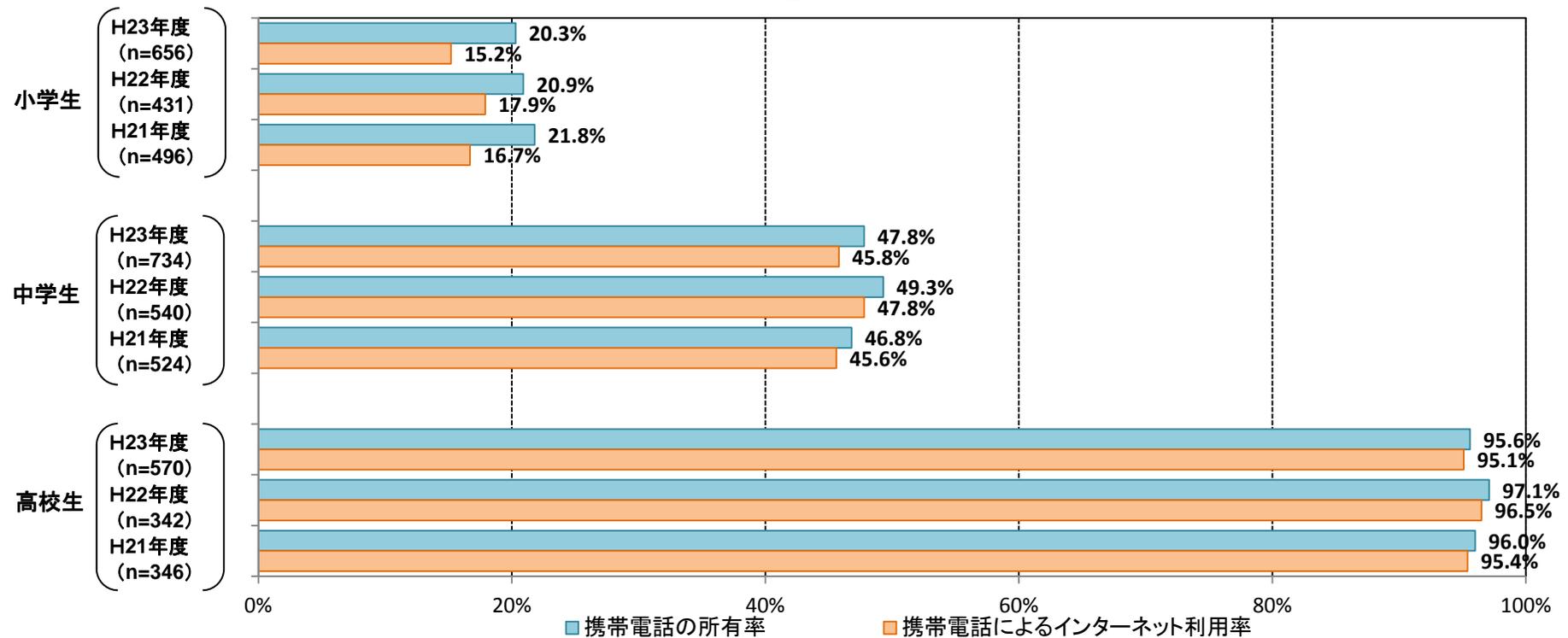
（青少年調査）

➢携帯電話の所有は、小学生では約2割、中学生では4割台後半、高校生では約96%。
（所有する携帯電話のうちスマートフォンは、小学生：ゼロ、中学生：5．4%、高校生：7．2%）
➢そのうち、小学生の7割半ば、中学生と高校生のほとんどがインターネットを利用（ポイント③-1参照）。

ポイント①青少年のインターネット利用状況 － 2

青少年のパソコン使用率とインターネット利用率

		パソコンの使用率	パソコンによるインターネット利用率
小学生	H23年度（n=656）	81.9%	57.2%
	H22年度（n=431）	81.9%	59.9%
	H21年度（n=496）	84.1%	61.5%
中学生	H23年度（n=734）	85.0%	70.8%
	H22年度（n=540）	86.5%	76.7%
	H21年度（n=524）	87.0%	71.0%
高校生	H23年度（n=570）	87.7%	79.1%
	H22年度（n=342）	88.0%	80.7%
	H21年度（n=346）	82.4%	72.8%

（青少年調査）
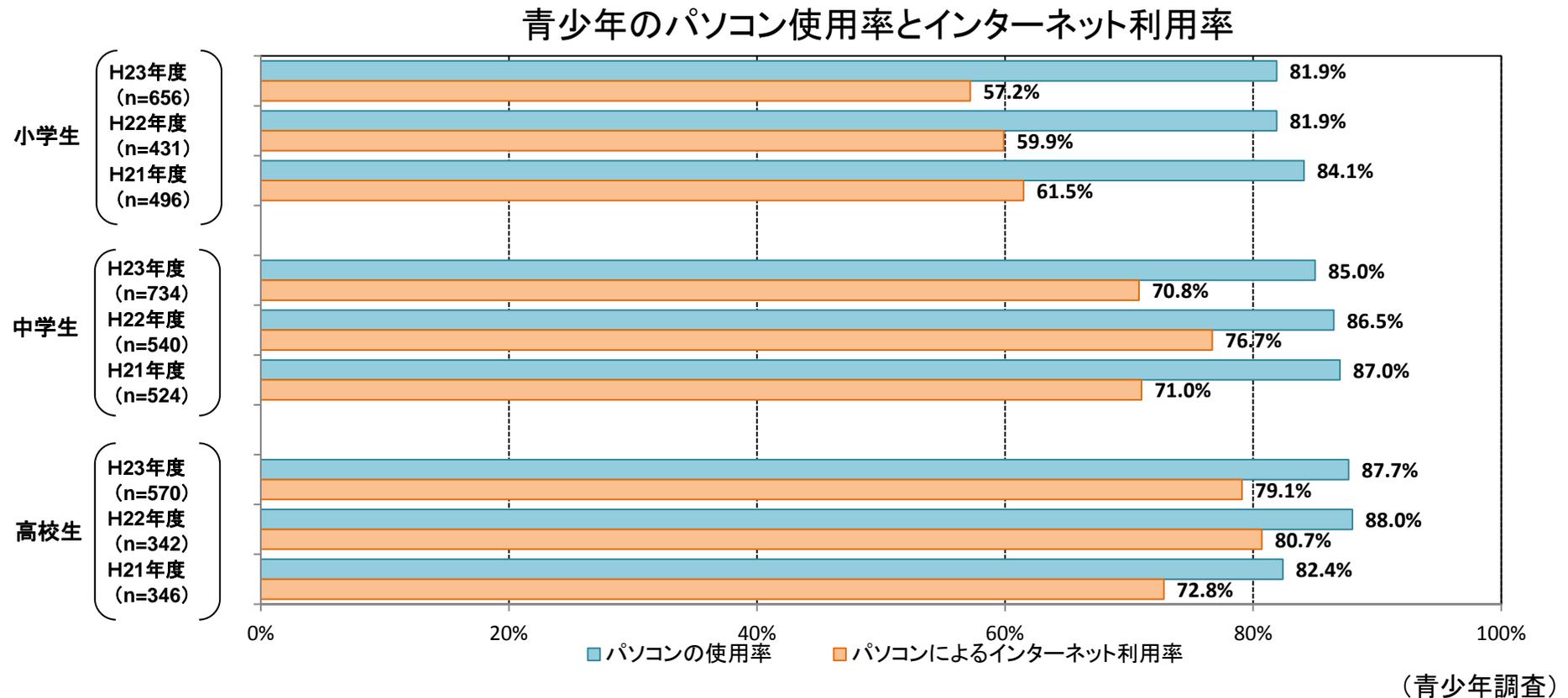
➢パソコンの使用は、小学生では8割強、中学生では8割半ば、高校生では8割台後半。

➢そのうち、小学生の約7割、中学生の8割台前半、高校生の約9割がインターネットを利用。

ポイント②携帯電話におけるフィルタリング利用率 － 1

青少年の携帯電話におけるフィルタリング利用率はやや伸び悩み。
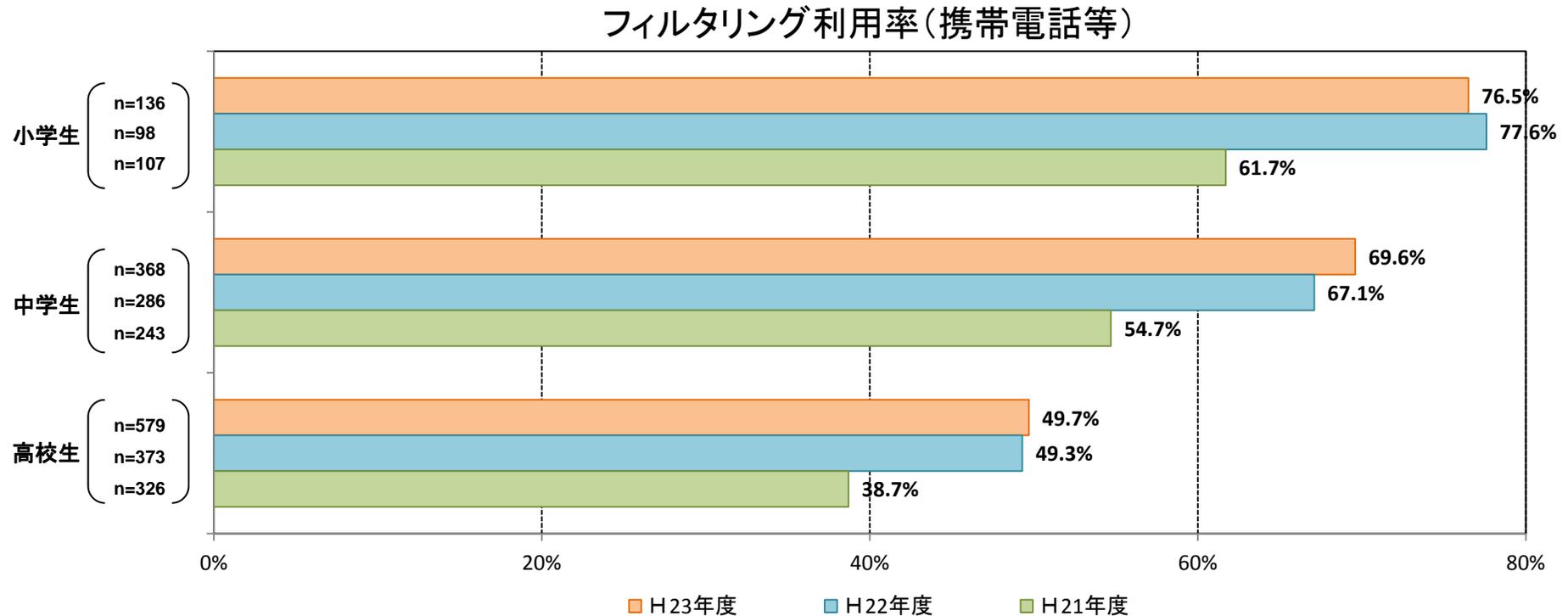
（注） １「携帯電話」とは、携帯電話及びPHS端末を指す。以下同じ。

２「フィルタリング利用」は、フィルタリングを設定している場合のほかに、インターネットに接続できない機種・設定の場合を含む。以下同じ。

（保護者調査）

➢携帯電話におけるフィルタリング利用率は、小学生で7割台後半、中学生で約7割、高校生で約5割。

ポイント②携帯電話におけるフィルタリング利用率 － 2

青少年の携帯電話におけるフィルタリング利用率は、携帯電話の購入時期別に見ると、増加傾向。
また、啓発経験のある保護者の利用率の方が高い。
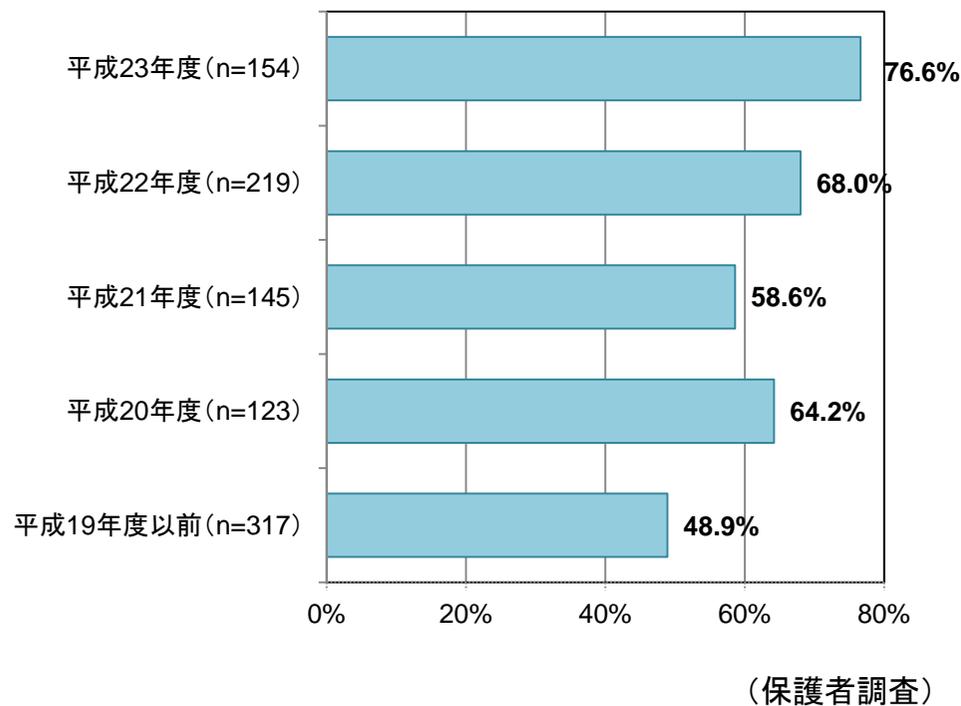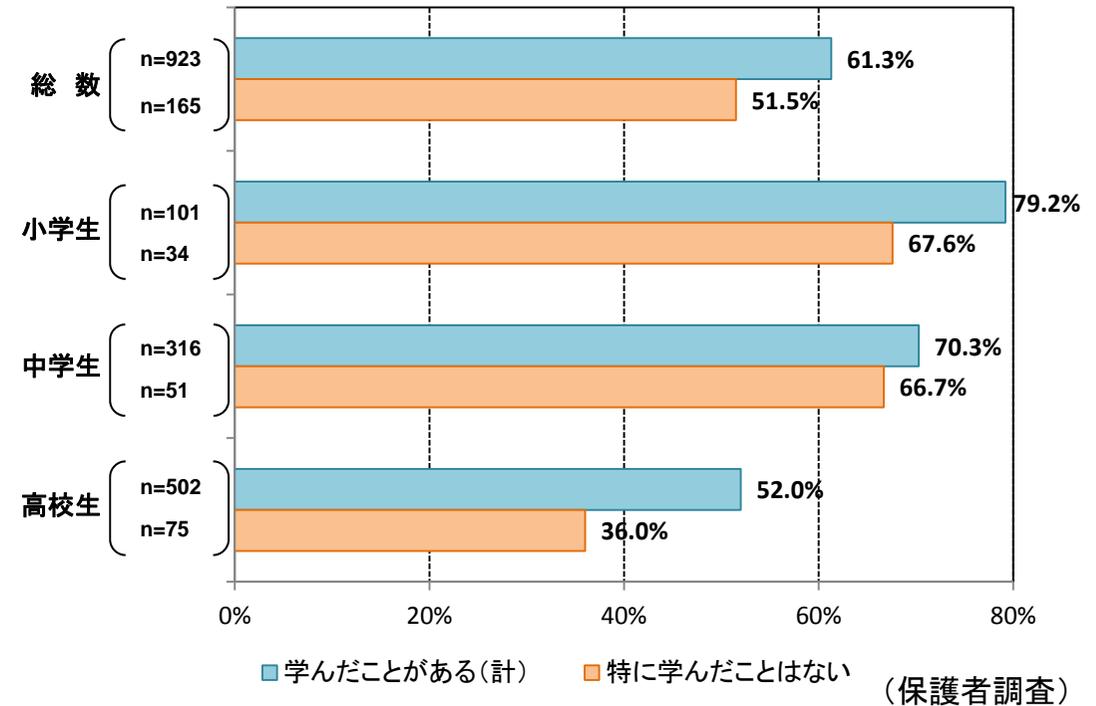
➢購入時期別に見ると、平成23年度は7割台後半であり、概ね増加傾向。

➢啓発経験の有無別に見ると、啓発経験のある保護者の利用率の方が高い。

ポイント③青少年の実態と保護者の認識とのギャップ－１

青少年のインターネット利用について、青少年の実態と保護者の認識との間にギャップが見られる。

（注） 青少年が携帯電話を持っていると回答した青少年及び保護者を対象。

➢青少年の携帯電話によるインターネット利用については、いずれの学校種でも青少年の回答の方が保護者の回答を上回っている。

ポイント③青少年の実態と保護者の認識とのギャップ－2

青少年のインターネット利用について、青少年の実態と保護者の認識との間にギャップが見られる。

（注） 青少年が携帯電話又はパソコンでインターネットを利用していると回答した青少年及び保護者を対象。

➢インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験については、学校種が上がるにつれ、青少年の回答が保護者の回答を上回る傾向。

ポイント③青少年の実態と保護者の認識とのギャップ － 3

青少年のインターネット利用について、青少年の実態と保護者の認識との間にギャップが見られる。

（注） 青少年が携帯電話を持っていると回答した青少年及び保護者を対象。

➢携帯電話の使い方についての家庭のルールについてなんらかのルールを決めているとの回答は、いずれの学校種でも保護者の回答が青少年の回答を上回っており、特に高校生で開きが大きい。

【提言の概要③】 民間関係者の取組み

１　社団法人電気通信事業者協会

【組織】

ネットワーク回線設備を所有する電気通信事業者共通の課題への対処等を通じて、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に昭和62年に設立。会員は 70 社。

【活動】

● 青少年の携帯電話・PHS の安全な利用促進のため青少年有害情報対策部会を平成１８年に設立。参加事業者はNTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル・ウィルコム・イーアクセス。

● 活動内容は、フィルタリング普及施策の企画立案、フィルタリング加入数の公表、事業者キャンペーンの実施など。平成２２年９月までに月１・２回程度の定期的な活動を８０回実施。

● 具体的には、フィルタリングについて「ホワイトリスト方式」・「ブラックリスト方式」以外に「個別フィルタリング設定」・「時間帯制限」・「年齢層別フィルタリングサービス」などを提供。子ども向け端末・機能限定端末を普及促進。家庭でルール作りをする際の参考として「チェックシート」を作成。

２　財団法人インターネット協会

【組織】

インターネットの発展を推進することにより、高度情報化社会の形成を図り、我が国の経済社会の発展と国民生活の向上に資することを目的に平成１３年に設立。法人賛助会員は日立製作所など 84 社。

【活動】

● 主な活動は、インターネット最新技術・動向に関するセミナー開催、フィルタリングの普及啓発・レイティングシステムの構築運用、インターネットルール＆マナー検定の実施・インターネット利用アドバイザーの育成、インターネット関連技術の開発・実証、インターネット関連技術の標準化推進、インターネット・ホットラインセンターの運営。

● 具体的には、違法・有害情報への対策として、インターネット業界向けのガイドラインを作成し自主規制活動を支援。フィルタリ

ングソフトや携帯フィルタリング技術を開発。ルールとマナー集（子ども版）を作成し検定を実施。フィルタリングの仕組みを解説したパンフレットを作成。小学生に対する啓発セミナーを実施。

３　社団法人電子情報技術産業協会

【組織】

電子機器・部品の健全な生産・貿易・消費の増進を図ることにより、電子情報技術産業の総合的な発展に資し、我が国経済の発展と文化の興隆に寄与することを目的。会員は日本電気など425社。

【活動】

- パソコン・デジタルテレビ・DVD プレーヤについて青少年インターネット環境整備法に基づく対応状況を調査。初回セットアップ時にフィルタリングソフトの利用を誘導するなどフィルタリングの利用促進。取扱説明書・メールマガジンによりフィルタリングの必要性を周知。

４　安心ネットづくり促進協議会

【組織】

- 携帯電話・インターネットの利用環境整備のため総合的な取組みを推進することにより、誰もが安心・安全に携帯電話・インターネットを利用できる環境構築を図る民間取組みとして、利用者・産業界・有識者・教育関係者等が集い、平成21年に設立。会員は204社。

【活動】

- 調査企画委員会では、インターネット上の違法有害情報による影響を調査、コミュニティサイトに関わる課題を検討し対策を取りまとめ。普及啓発委員会では、マスメディアと連携した訴求活動など会員企業・団体が主導する事業により「もっとグッドネット」コミュニケーションを強化。
- 平成22年10月には警察庁・総務省・文科省と連携の上「子どもを守るための緊急アピール」を公表。

５　モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）

【組織】
モバイルコンテンツの健全な発展、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ違法・有害情報から保護することを目的に平成20年に発足した第三者機関。会員は69社。基準・審査の中立性確保のため、理事会から独立した委員会制度（基準策定委員会・審査運用監視委員会）を敷き、事業者と利害関係を有しない学識経験者・有識者のみで構成。

【活動】

- 主な活動は、青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査・認定・運用監視業務、青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善、ICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動。
- 具体的には、アクセス制限の対象となるカテゴリーの改善を検討。サイトの認定に関しては、投稿機能のある「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」と投稿機能のない「サイト表現運用管理体制認定制度」を実施。スマートフォン等の新しいサービスにも暫時対応するため新技術対応検討部会を設置し検討を開始。

6　インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）

【組織】
学識経験者・有識者により策定されるレーティング基準を用いて、インターネット・モバイルサイトの健全性を客観的に認定する第三者機関。サイトの健全性認定だけでなく、青少年・指導者に対するインターネットアクセスのリテラシーに関する普及啓蒙活動にも務める。会員は角川ホールディングズほか。

【活動】

- 上場企業を中心にｉコンプライアンス（コンテンツのコンプライアンス）の重要性を啓発。企業サイトについては、自身のコンテンツの健全性をチェックするセルフレイティングを実施。セルフレイティングができる人材を育成。

7　社団法人日本 PTA 全国協議会

【組織】
小中学校におけるPTA活動を通して社会教育・家庭教育と学校教育との連携を深め、青少年の健全育成・福祉増進を図り、社会発展に寄与することを目的。

【活動】

- 小中学生・青少年の若年層に対しては、フィルタリングの在り方や機能限定の携帯電話の所持について検討する以前に、な

るべく所持させないという考え方が主流であり、そこで議論が終わっている状況。

● 推薦する限定機能付き携帯電話は市場に少しずつ広がりつつある。

8 社団法人全国高等学校 PTA 連合会

【組織】

高等学校PTA活動を通して社会教育・家庭教育の充実及び学校教育との連携に努め、次代を担う青少年の健全育成を図り、もって生涯学習社会の形成に寄与することを目的。

【活動】

● インターネットに関する携帯電話の問題を PTA の活動目標とし、各県ごとの講演会・全国9ブロックの大会を経て全国大会の特別な分科会で検討するなど2年間集中的に取り組み。ケータイ甲子園において、携帯電話のルールを子どもたちが自主的に考える動きが出てきたのは大きな変化。

● 高校では携帯電話は学校で使用しないことを大前提にしているが、教育委員会に相当の温度差あり。この取組みが鍵。

9 フィルタリング連絡協議会

【組織】

フィルタリングの普及啓発及びフィルタリング事業者間の情報共有・連携を目的とした協議会。インターネット協会を事務局とし、フィルタリングに関わる製品・サービスを提供している企業・団体から構成。協議会の中に学識経験者、NPO・サービスプロバイダ・学校・家庭などの関係者、関係府省庁のオブザーバーから構成される研究会を置く。参加企業・団体はデジタルアーツ・ネットスター・アルプスシステムインテグレーション・アイキュエス・トレンドマイクロ・サイバーリンクトランスデジタル・インターネット協会。

【活動】

● 「保護者のためのフィルタリング研究会」において、フィルタリングの利用・提供の在り方の改善を主題とし、青少年の成長に合わせた「段階的利用モデル」を前提に取り組み、報告書を取りまとめ。

● 具体的には、①フィルタリングは一定の効果が期待できる反面、技術的なものも含め限界も多数存在していることに利用者が留意すべきこと、②フィルタリングの普及活用を図るためには、利用者の理解改善を図るとともに、製品・サービス提供者にも提供内容自体の改善と告知の努力が強く求められることを提言。

【提言の概要④】 今後の課題

1　保護者等

● 保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方

～ 保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理について、青少年のプライバシー意識の高まりや保護者のネットリテラシー不足により、必ずしも円滑になされていないのではないか。

● 保護者等に対する実効性ある普及啓発の在り方

～ 保護者・青少年・教育関係者等に対する実効性ある普及啓発はどのように行うべきか。

2　フィルタリング

● 保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対策等のフィルタリングの更なる普及に向けた取組み

～ 保護者が子どものインターネット利用におけるフィルタリングの重要性・必要性を認識していないのではないかと指摘されており、保護者の安易なフィルタリング不使用・解除を避ける方策について各関係者に求められる事項は何か。

● フィルタリングの実効性の向上

～ フィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在が指摘されており、フィルタリングの実効性の向上に向けて各関係者に求められる取組は何か。

● 新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務の在り方の検討

～ スマートフォン・SIMロック解除端末・3G接続可能なタブレット型PC・ゲーム機・インターネット対応型テレビ等新たなインターネット接続機器に関するフィルタリング提供義務の在り方はどうか。

3　特定サーバー管理者

● 特定サーバー管理者の責任の在り方

～　特定サーバー管理者の責任の在り方について、民間主導を定める法律の基本理念を踏まえ検討すべき。

● 法第21・22条に規定する努力義務（青少年閲覧防止措置・通報受付体制の整備）の徹底

～　青少年有害情報の削除に協力的でない管理者や連絡先を表示していない管理者が見受けられることから、上位のレンタル掲示板管理者やサーバー管理者による自主的な措置を促進していくための方策はどうか。

● 出会い系サイト以外のサイトにおける実効性のあるゾーニングの導入に向けた取組みの推進

～　出会い系サイト以外のサイトにおける児童被害が増加していることから、サイト内で悪意ある大人を児童に接近させないため、実効性のあるゾーニング（利用者の年齢等の属性に応じ利用可能なサービスを区別）を導入すべき。

4　その他

● 各関係者に求められる責務の再整理

～　各関係者によるこれまでの取組の効果を検証した上で、各関係者に求められる責務を整理するとともに、各関係者の協働を促進する方策について検討すべき。

● 各省庁が保持するデータの共有・活用の在り方

～　実効性ある取組の立案には、インターネット上のサイトに起因する青少年被害の実態に関する客観的データが必要であるが、各省庁が保持するデータの把握・集計、政府部内における共有・活用について検討すべき。

● インターネットカフェの年齢確認の徹底

～　インターネットカフェにおける入店時の年齢確認や青少年に対するフィルタリング設定端末への誘導などの取組を推進する方策、青少年がインターネットを自由に利用できる場所について検討すべき。

● インターネットに係る有害情報（コンテンツ）に対する取組み

～　民間団体によるレイティング・ゾーニングを支援する観点から、多様化するインターネットに係る有害情報（コンテンツ）について更に検討すべき。

【提言の概要⑤】 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言

１　国等は、民間の自主的・主体的な取組に対する積極的な支援を引き続き実施
特に青少年及びその保護者を巻き込んだ情報リテラシー教育等について、しっかりと状況を把握しつつ、民間との緊密な連絡によりその効果的な施策を実現していくことが必要

２　国等は、フィルタリング技術等の向上のための開発支援を引き続き実施

３　関係事業者及び教育関係者は、保護者や子どもに配慮した積極的な取組が必要
学校現場における情報モラル教育の推進に当たって、情報環境の変化を踏まえた情報リテラシーの向上を目指した指導が求められる

４　保護者は、有害情報を十分に認識した上で、子どもの発達段階に応じて、プライバシーに配慮した方法により、その利用状況の適切な把握に努めることが必要

５　情報リテラシーに係る教育等の取組においては、あらゆる関係者における連携・情報共有及び継続的な検討・協働について強化することが重要

【提言の概要⑥】 提言案に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

【概要】

１　期　　　　間：平成 23 年7月1日（金）から7月 29 日（金）までの 29 日間

２　告　知　方　法：内閣府ホームページ及び記者発表

３　意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

【意見提出状況】

１　主体別意見数：28件（21個人、7団体）

２　内容別意見数：63件（複数回計上。ただし、報告書案と関係しない意見は除外。）

【内容別意見の概要（主な内容）】

１．基本方針（総論）関連（15 件）
● 行政側が規制を強化し、人権侵害や表現の自由等を逸脱して行わぬよう、民間側が自主的な判断のもと取組を行い、メディアリテラシー教育により青少年が安心・安全に使用できるようにする。 ● 地方では、条例によりフィルタリングなどの取組を行い、成果をあげているところもある。民間の判断だけでなく、国と地方で情報交換及び連携を取りながら、施策の調和をはかってほしい。
２．教育・啓発関連（10 件）

● 義務教育で実例・実践を交えながら情報リテラシー等の教育を行うことが重要である。
● 保護者から子どもたちのインターネット使用へ関わっていくことが重要であるため、啓発の場に積極的参加を促す仕組みが必要である。

３. フィルタリング関連（19 件）

● フィルタリングは有害情報でないものも対象となるため、子どもの知る権利や思想の自由を妨げる面がある。このことから、普及率にとらわれることなく慎重に行うべきである。その際、複数の通信サービス提供業者による選択が行えるようにすること並びに情報公開制度の整備及びリテラシー向上が必要。
● フィルタリングの利用を徹底するために保護者・政府・関係者の更なる取組が必要である。そのために継続的、実効性のある普及啓発を行い、端末機機器事業者におけるフィルタリング提供義務の強化や解除する際の理由書提出義務、携帯電話販売者への研修制度の義務化等法改正を視野に入れた検討が必要。

４. 児童ポルノ関連（5件）

● オーバーブロッキング、アドレスリストの妥当性のチェック、並びに創作物等に対する恣意的な運用の問題があるため、ブロッキング導入については白紙にすべきである。
● 規制強化の必要性に踏み込んだ意見を盛り込んでほしい。

５. その他（14 件）

● 国や地方自治体による強制行為でインターネット上の創作物の規制になるようなものは反対。
● 検討会メンバーには、中立かつ公正な人物を起用し、科学的根拠や人権を重視して議論を行ってほしい。
● 抽象的な表現にとどまっている。スマートフォン等早急な対応が必要である旨の具体的な意見を盛り込んでいただきたい。

今後の方向性

- 検討会は今後も継続的に開催
  - ・ 今後の民間の自主的かつ主体的な取組みを注視
  - ・ インターネットを取り巻く環境の変化が著しいことにかんがみ、法令改正も含めた必要な対応策を検討

- 平成24年6月までの基本計画の見直しに向けて具体的な検討に着手